

科学技術・学術審議会海洋開発分科会の委員会の設置について

令和 4 年 3 月 15 日海洋開発分科会決定

海洋開発分科会運営規則（平成 13 年 4 月 9 日海洋開発分科会決定）第 3 条第 1 項に基づき、海洋開発分科会に以下の委員会を置く。

記

委員会	調査事項
海洋科学掘削委員会	国際深海科学掘削計画を含め、海洋科学掘削のあり方や方策について調査を行う。

（参考）

海洋開発分科会運営規則（平成 13 年 4 月 9 日海洋開発分科会決定）抜粋

第 3 条第 1 項 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。